

法人 都民税 事業税 の 予定申告書（第6号の3様式（その3））記載の手引 特別法人事業税

令和6年改正

* 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電子申告義務化の対象法人は、法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告を、eLTAX(電子申告)により提出しなければなりません（詳細は、東京都主税局ホームページをご参照ください）。

※この記載の手引中、用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
令和2年旧法	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法
令和2年旧政令	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の地方税法施行令
令和2年旧法人税法施行令	法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令

1 この申告書の用途等

この申告書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第4号に掲げる事業（以下「特定ガス供給業」といいます。）を行う法人（同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と特定ガス供給業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と特定ガス供給業とを併せて行う法人を含みます。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の法人事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合（以下「予定申告」といいます。）に使用してください。法第72条の2第1項各号に掲げる事業の内容については、P. 7を参照してください。

(1) 中間申告の義務について

ア 法人事業税及び特別法人事業税について

特定ガス供給業を行う法人は、事業年度が6か月を超える場合（通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度が6か月を超え、かつ、当該通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）、法人税の中間申告の義務の有無に関係なく、法人事業税及び特別法人事業税の中間申告の義務があります（ただし、医療法人等の特別法人は、法人事業税及び特別法人事業税の中間申告の義務はありません。）。

イ 法人都民税について

法人税法第71条第1項ただし書の規定により法人税の中間申告を要しない場合については、法人都民税の中間申告の義務はありません。なお、通算親法人が協同組合等である通算子法人は、この限りではありません。

(2) 仮決算による中間申告について

事業年度開始の日から当該開始の日（通算子法人である場合には、当該開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日の前日までの期間を1事業年度とみなして仮決算に基づく中間申告を行う場合には、この申告書ではなく、中間・確定申告書（第6号様式（その3））により申告してください。

※ 通算親法人が協同組合等である通算子法人で所得割を申告納付する法人は、仮決算に基づく中間申告を行うことができません。

※ 法人事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、予定申告に係る税額を超える場合には行うことができません。

2 提出先

本都内の主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）（以下、事務所又は事業所を「事務所等」といいます。）の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に「提出用」を提出してください。

3 申告納付期限

予定申告書の提出及び納付の期限は、事業年度開始の日（通算子法人である場合には、事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日から2か月以内です。予定申告書を提出する義務のある法人が、提出期限までに申告書を提出しなかった場合には、申告があったものとみなされ、当該税額の納付義務が生じますので、必ず期限内に納付してください（法第72条の26第5項、第53条第1項・第2項、第321条の8第1項・第2項）。

4 都民税均等割の税率表

この税率表において「事務所等」とは、事務所又は事業所に加え、寮等を含みます。また、「主たる事務所等」とは、都内における主たる事務所等をいいます。

東京都以外の道府県に本店のある法人については、都内の事務所等の一つを「主たる事務所等」とし、それ以外の都内の事務所等を「従たる事務所等」としてください。

(年額、単位：円)

法人の区分等	特別区内の 従業者数	I 表		II 表		III 表	
		特別区のみ		特別区と市町村に		市町村のみに	
		主たる事務所等が 所在する特別区 (道府県分+特別区分)	従たる事務所等が 所在する特別区 (特別区分)	事務所等を有する法人		事務所等を有する法人	
				道府県分	特別区分	道府県分	
公共法人、公益法人等など	—	70,000	50,000	20,000	50,000	20,000	
上記以外の法人 資本金等の額	1千万円以下	50人以下	70,000	50,000	20,000	50,000	20,000
		50人超	140,000	120,000		120,000	
	1千万円超～1億円以下	50人以下	180,000	130,000	50,000	130,000	50,000
		50人超	200,000	150,000		150,000	
	1億円超～10億円以下	50人以下	290,000	160,000	130,000	160,000	130,000
		50人超	530,000	400,000		400,000	
	10億円超～50億円以下	50人以下	950,000	410,000	540,000	410,000	540,000
		50人超	2,290,000	1,750,000		1,750,000	
	50億円超～	50人以下	1,210,000	410,000	800,000	410,000	800,000
		50人超	3,800,000	3,000,000		3,000,000	

都民税均等割の税率表の見方

1 以下の分類にしたがって、I～III表を参照してください。

(1) 都内の**特別区のみ**に事務所等を有する法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **I 表**

・ 2以上の特別区に事務所等を有する場合は、主たる事務所等所在の特別区の均等割額に、従たる事務所等所在の特別区の数に応じた均等割額を加算します。

(2) 都内の**特別区と市町村**に事務所等を有する法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **II 表**

(事業年度途中で特別区・市町村間の異動をした法人を含みます。)

・ 道府県分の均等割額と、事務所等が所在する特別区の数に応じた特別区分の均等割額を合算します。

(3) 都内の**市町村のみ**に事務所等を有する法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **III 表**

※ II 表、III 表に該当する法人は、市町村分の均等割を各市町村へ申告してください。

2 「法人の区分等」の「公共法人、公益法人等など」に該当するのは、以下の法人です。

(1) **公共法人** (法人税法別表第一に掲げる法人)

公益法人等 (法第 24 条第 5 項、第 294 条第 7 項に規定する法人)

・ 法第 25 条第 1 項、第 296 条第 1 項の規定により均等割を課することができないものを除きます。

・ 公益法人等のうち、法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます。

(2) **収益事業を行う人格のない社団等**

(3) **一般社団法人・一般財団法人**

(4) **その他の資本金の額又は出資金の額を有しない法人**

・ 保険業法に規定する相互会社を除きます。

資本金等の額

資本金等の額とは、「①資本金の額又は出資金の額」と、「②株主等から法人に払込み又は給付をした財産の額で、資本金の額又は出資金の額として組み入れられなかったもの等（例：資本準備金、加入金）」の合計額（①+②）をいいます（法人税法施行令第8条）。

ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、一定の要件を満たす無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合、上記の資本金等の額に加減算の調整を行った後の金額を、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額とします（法第23条第1項第4号の2（第292条第1項第4号の2））。この場合、**その事実等を証する書類の提出が必要**となります。

さらに、平成27年4月1日以後に開始する事業年度においては、上記の加減算調整後の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合、税率表内の「資本金等の額」を「資本金の額又は資本準備金の額の合算額又は出資金の額」と読み替えて適用します（法第52条第4項・第5項（第312条第6項・第7項））。

保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の24（第45条の4）の規定により算定した金額を指します。

資本金等の額の判定時期は、申告の種類によって異なります。

- ① 確定申告、仮決算による中間申告
各申告に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日（**事業年度の末日**）
- ② 予定申告
当該予定申告に係る期間の直前の法人税額の課税標準の算定期間の末日（**前事業年度の末日**）

均等割の計算

事務所等を有していた期間が1年に満たない場合の均等割は、（年額×事務所等を有していた月数）÷12の算式により算出します。

月数の算定は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは切り捨てます。ただし、その期間の全部が1月に満たないときは、1月とします。また、算出した税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

従業者数の算定方法については、「**均等割額の計算に関する明細書（第6号様式別表4の3）記載の手引**」をご覧ください。

5 各欄の記載のしかた

(1) 第6号の3様式（その3）の記載のしかた

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
1	「所在地」 本店の所在地を記載してください。 なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人で、他の道府県に本店がある場合には、本都内の主たる事務所等の所在地を併記してください。	
2	「法人名」 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
3	「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」 前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 なお、（ ）内には、当該事業年度開始の日（通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください（かつこ内は除きます。）。
4	「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」 前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じ、合算額を記載してください。

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
5	<p>「前期末現在の資本金等の額」</p> <p>次に掲げる法人の区分ごとに、前事業年度又は前連結事業年度の末日現在のそれぞれ次に定める金額を記載してください。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の2ロ（第292条第1項第4号の2ロ）又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5ロ（第292条第1項第4号の5ロ）に定める額</p> <p>(2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ハ（第292条第1項第4号の5ハ）に定める額</p> <p>(3) 保険業法に規定する相互会社 地方税法施行令第6条の24第2号若しくは第3号（同令第45条の4において準用する場合を含みます。）又は令和2年旧政令第6条の25第2号若しくは第3号（令和2年旧政令第45条の5において準用する場合を含みます。）に定める金額</p>	<p>予定申告に係る資本金等の額の判定時期は、前事業年度又は前連結事業年度の末日です。</p>
6	<p>「予定申告税額 ②」</p> <p>次の算式により算定した金額を記載してください。</p> $\{ \text{前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 ①(36)} \} \times 6^*$ $\div \text{前事業年度又は前連結事業年度の月数(※)}$ <p>※ 「前事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。</p> <p>* 通算子法人である場合において、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項（第321条の8第1項又は第2項）に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。）が6以外であるときは、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。</p>	
7	<p>「算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑤」</p> <p>この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは切り捨ててください。ただし、その期間の全部が1月に満たないときは、1月とします。</p>	<p>算定期間中に事務所等又は寮等の設置又は廃止があった場合の月数は、設置又は廃止の日を含めて計算してください。</p>
8	<p>「円 × $\frac{⑥}{12}$ ⑥」</p> <p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、下記の金額を記載してください。</p> <p>ア. 特別区に事務所等又は寮等を有する法人 P. 2都民税均等割の税率表Ⅰ表又はⅡ表により算定した「均等割額の計算に関する明細書」（第6号様式別表4の3）の⑧の欄の金額</p> <p>イ. 本都内の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人 P. 2都民税均等割の税率表Ⅲ表により算定した金額</p> <p>(2) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。</p>	<p>均等割額は、算定期間の実績で計算します。</p>
9	<p>「所得割額 ⑨」、「付加価値割額 ⑩」、「資本割額 ⑪」（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）</p> <p>(1) 次の算式により算定した金額を記載してください。</p> $\text{前事業年度の事業税の割ごとの額 ④} \sim \text{⑥} \div \text{前事業年度の月数(※)} \times 6^*$ <p>(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号に掲げる法人(外形標準課税法人)であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑩及び⑪の各欄には金額を記載せず、④から⑥までの各欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍*に相当する額を⑨の欄に記載してください。</p> <p>※ 「前事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。</p> <p>* 通算子法人である場合において、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。）が6以外であるときは、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。</p>	
10	<p>「収入割額 ⑫」（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）</p> <p>次の算式により算定した金額を記載してください。</p> $\text{前事業年度の収入割の額 ⑭} \div \text{前事業年度の月数(※)} \times 6^*$ <p>※ 「前事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。</p> <p>* 通算子法人である場合において、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。）が6以外であるときは、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。</p>	
11	<p>「所得割額 ⑬」、「付加価値割額 ⑭」、「資本割額 ⑮」、「収入割額 ⑯」（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）</p> <p>(1) 次の算式により算定した金額を記載してください。</p> $\text{前事業年度の事業税の割ごとの額 ⑱} \sim \text{㉑} \div \text{前事業年度の月数(※)} \times 6^*$ <p>(2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑭及び⑮の各欄には金額を記載せず、⑱から㉑までの各欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍*に相当する額を⑯の欄に記載してください。</p> <p>(3) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号イに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑬の欄には金額を記載せず、⑱と㉑の各欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍*に相当する額を⑯の欄に記載してください。</p> <p>※ 「前事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。</p> <p>* 通算子法人である場合において、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。）が6以外であるときは、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。</p>	

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
12	「付加価値割額 ⑰」、「資本割額 ⑱」、「収入割額 ⑲」（法第72条の2第1項第4号に掲げる事業）	
	次の算式により算定した金額を記載してください。 (前事業年度の事業税の割ごとの額 ⑳～㉒) ÷ (前事業年度の月数(※)) × 6* ※ 「前事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。 * 通算子法人である場合において、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。)が6以外であるときは、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。	
13	「特別法人事業税額 ㉑」	
	次の算式により算定した金額を記載してください。 (前事業年度の特別法人事業税額 ㉒(㉓)) ÷ (前事業年度の月数(※)) × 6* ※ 「前事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。 * 通算子法人である場合において、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。)が6以外であるときは、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。	
14	「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ㉔」	
	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするときに記載してください。この場合において記載する金額は、④の欄及び㉔の欄に記載した金額の合計額と同額となります。	
15	「通算親法人の事業年度の期間」	
	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載してください。	

(2) 第6号の3様式(その3) 次葉の記載のしかた

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
1	「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」(㉖から㉚までの各欄)	
	(1) ㉖から㉚までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載してください。 (2) ㉖の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄の金額を記載してください。 (3) 本都内に恒久的施設を有する外国法人の㉖から㉚までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の「外国法人の法人税割額に関する計算書」(第6号様式別表1の2)に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載してください。	
2	「㉛のうち特別控除戻取戻税額等又は個別帰属特別控除戻取戻税額等に係る法人税割額 ㉜」	
	次の算式により算定した金額を記載してください。 ㉖の欄の「かっこ内の金額」 × 前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率 なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び本都内の特別区と市町村とに事務所等を有する法人の場合には、次の算式となります。 $\text{㉗の欄の金額} \times \frac{\text{㉖の欄の「かっこ内の金額」}}{\text{㉖の欄の「かっこ外」の金額※}}$ ※ 法人税割額の課税標準である法人税額となります。	
3	「前事業年度の事業税額の明細」及び「前事業年度の特別法人事業税額の明細」(㉛から㉞までの各欄)	
	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載してください。 (2) ㉛の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 ア. 軽減税率適用法人 前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「計㉞」の欄の金額 イ. 軽減税率不適用法人 前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「軽減税率不適用法人の金額㉞」の欄の金額	

* 申告書、記載の手引の「各欄の記載のしかた」及び「留意事項」中の法人税の明細書の欄の番号や引用事項は、申告書及び手引の作成時期や適用事業年度の違い等により、表記の番号や引用条項等とずれが生じる場合があります。その際は、必要な読み替えをしていただきますようお願いいたします。

Q 1. 均等割も前事業年度の実績によって、予定申告税額を計算するのですか？

A 1. 均等割額は、算定期間（当該事業年度開始の日から当該開始の日（通算子法人である場合には、当該開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日の前日までの期間）の実績により計算します（法第53条第1項・第2項（第321条の8第1項・第2項））。算定期間中に事務所等又は寮等の設置又は廃止があった場合には、事務所等又は寮等を有していた月数に基づいて均等割額を計算してください。

Q 2. 均等割額の計算にあたり、いつの時点の資本金等の額を基準にするのですか？

A 2. 前事業年度末日の資本金等の額により算定します（法第52条第4項（第312条第6項）、令第8条の5（第48条の2））。なお、合併した法人の予定申告では、被合併法人の資本金等の額は考慮せずに、合併法人のみの前事業年度末日の資本金等の額により算定を行います。

Q 3. いつの時点の従業者数、月数をもとに均等割額を計算するのですか？

A 3. 算定期間（当該事業年度開始の日から当該開始の日（通算子法人である場合には、当該開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日の前日までの期間）の末日現在の従業者数及び算定期間中に事務所等を有していた月数により判定します（法第52条第3項（第312条第4項・第5項））。

Q 4. 収入割を申告している法人です。法人税では中間申告の義務がないのですが、中間申告が必要ですか？

A 4. 法人事業税及び特別法人事業税については、中間申告の義務があります（法第72条の26第8項）。ただし、医療法人等の特別法人については、法人事業税及び特別法人事業税の中間申告の義務はありません（法第72条の26第11項）。

法人住民税については、法人税割、均等割ともに中間申告の義務はありません。

※ 通算親法人が協同組合等である通算子法人は、この限りではありません。

Q 5. 適格合併を行いました。予定申告税額を計算する上で留意すべきことはありますか？

A 5. 合併法人は、被合併法人分の予定申告税額を加算して予定申告を行う必要があります（法第72条の26第2項、第53条第1項（第321条の8第1項）、令第8条の6第2項（第48条の10））。

Q 6. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人の予定申告税額の計算方法を教えてください。

A 6. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、原則として、関係都道府県ごとの前事業年度の確定税額をもとに、予定申告税額を計算します。

ただし、法人事業税については、事務所等の異動があった場合や、分割基準が前事業年度の数値と著しく異なる場合には、以下の計算式により計算することもできます（法第72条の48第2項）。

この場合、「課税標準の分割に関する明細書」（第10号様式）により計算した「本部分」の「分割課税標準額」を「前事業年度の事業税額の明細」欄に転記して税額を計算します。

$$\left(\frac{\text{前事業年度の確定課税標準額の総額}}{\text{前事業年度の月数}} \right) \times 6 * \times \left(\frac{\text{関係都道府県ごとの分割基準の数値}}{\text{分割基準の総数}} \right) \times \text{税率}$$

* 通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数に読み替えてください。

Q 7. 当該事業年度の途中で都内に新たに事務所を設置しました。法人税では中間申告の義務があるのですが、東京都に対して中間申告を行う必要はありますか？

A 7. 東京都に対しても中間申告義務があります。ただし、法人事業税・特別法人事業税及び法人都民税法人税割の予定申告税額は前事業年度の税額をもとに算定しますので、0円となります。法人都民税均等割については、当該事業年度の実績に基づき算定しますので、算定期間内に都内に事務所等を有していた月数に応じて計算してください。

Q 8. 予定申告税額を超える法人事業税額で仮決算による中間申告をすることができないとありますが、法人事業税の割ごとの税額のうち一つでも予定申告税額を超えていたら、中間申告はできないのでしょうか？

A 8. 予定申告税額を超えているか否かは、法人事業税額で判定するため、割ごとの税額が予定申告税額を超えていても、合計法人事業税額が予定申告税額を超えていなければ、仮決算による中間申告をすることができます。

Q 9. 法人税では仮決算による中間申告を行いますが、法人事業税について中間申告税額を計算したところ、予定申告税額を超えてしまいました。法人事業税、特別法人事業税及び法人都民税の申告はどのように行えばよいですか？

A 9. 法人事業税及び特別法人事業税については予定申告（第6号の3様式（その3））、法人都民税については中間申告（第6号様式（その3））により行ってください。

法第72条の2第1項各号に掲げる事業について

法第72条の2第1項各号に掲げる事業の区分及び課税方式は次の表のとおりです。

法第72条の2第1項	事業の区分	課税方式
第1号	第2号、第3号及び第4号に掲げる事業以外の事業	所得割額 ※外形標準課税対象法人〔資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除く）〕の場合は 所得割額・付加価値割額・資本割額 なお、令和7年4月1日以後開始事業年度から外形標準課税の対象法人が拡大します。詳細については、東京都主税局ホームページをご確認ください。
第2号	電気供給業（第3号に掲げる事業を除く）、ガス供給業（一定のものに限る）、保険業及び貿易保険業	収入割額
第3号	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）	収入割額・所得割額 ※外形標準課税対象法人〔資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除く）〕の場合は 収入割額・付加価値割額・資本割額 なお、令和7年4月1日以後開始事業年度から外形標準課税の対象法人が拡大します。詳細については、東京都主税局ホームページをご確認ください。
第4号	特定ガス供給業	収入割額・付加価値割額・資本割額

予定申告を行う際には、次の区分ごとに、それぞれ次に掲げる様式を使用してください。

- (1) 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人
(同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含みます。)
⇒ 第6号の3様式（その3）を使用してください。
- (2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人
(同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。)
⇒ 第6号の3様式（その2）を使用してください。
- (3) (1)及び(2)に掲げる法人以外の法人
⇒ 第6号の3様式を使用してください。

減免制度のお知らせ

中小企業者向け省エネ促進税制について

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税を減免します。

【法人事業税の減免の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者（資本金1億円以下の法人） 「地球温暖化対策報告書」については、環境局ホームページをご覧ください。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kℓ以上の事業所をいいます。 ②省エネルギー設備(空調設備、照明設備、小型ボイラー類)及び再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの なお、上記の要件を満たした設備であっても、都の助成を受けた設備は対象外となりますのでご注意ください。
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得年度の事業税額から減免(ただし、当期事業税額の2分の1を限度)減免しきれなかった額がある場合(取得事業年度の事業税額が0である場合を含む。)は、翌事業年度等の事業税額から減免可
対象期間	令和8年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する都税の軽減制度について」をご覧ください。

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）を通じて、インターネットを利用した電子申告、電子申請・届出、電子納税を受け付けています。eLTAXでは、全ての都道府県・市区町村へ一括して電子納税を行うことが可能です。納付方法は、ダイレクト納付やインターネットバンキング、クレジットカード又はATMから選択できます。申告から納税までの手続を一貫して行うことができる便利な電子申告・電子納税等をぜひご利用ください。

■ 利用可能な手続（法人事業税・特別法人事業税・法人都民税）

令和7年1月1日現在

電子申告	電子申請・届出	電子納税
○確定申告 ○中間申告 ○予定申告 ○修正申告 ○清算確定申告 ○均等割申告 など	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○法人税に係るグループ通算制度(連結納税)の承認等の届出 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認等の申請 ○更正の請求 ○法人事業税減免申請(中小企業者向け省エネ促進税制) など	○本税の納付 ○見込納付・みなし納付 ○滞滞金の納付 ○加算金の納付

■ お問合せ先

・利用手続きに関すること

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ご不明な点等は、上記ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

・申告内容・納税に関すること

【電子申告、電子申請・届出】 所管の都税事務所の各税目担当

【電子納税】

所管の都税事務所の徴収管理担当



お問合せ先と申告書のご提出先について

申告内容のご相談や郵送・電子申告による申告書のご提出は、所管の都税事務所（都税支所）・支庁へお願いします。

なお、主たる事務所・事業所の所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書をお預かりし（受付印を押印）、所管都税事務所に回付します。

【都税事務所・支庁一覧】

都税事務所・支庁	所管区市町村	都税事務所・支庁	所管区市町村	
千代田	千代田区・文京区	八王子	八王子市・青梅市・町田市・日野市・福生市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町	
中央	中央区・江東区・江戸川区		立川	立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・昭島市・調布市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・西東京市
港	港区			大島
新宿	新宿区・中野区・杉並区	大島	大島町・利島村・新島村・神津島村	
台東	台東区・墨田区・葛飾区	三宅	三宅村・御蔵島村	
品川	品川区・大田区	八丈	八丈町・青ヶ島村	
渋谷	渋谷区・目黒区・世田谷区	小笠原	小笠原村	
豊島	豊島区・板橋区・練馬区			
荒川	荒川区・北区・足立区			